

Q：訪問型・通所型の区独自基準のサービスについての介護職員等処遇改善加算の取扱はどうなるのか。

A：訪問型・通所型の区独自基準のサービスも、介護職員等処遇改善加算の算定は可能です。

なお、A3、A7は国の定めるサービスコードの仕様上、率（%）が設定できないため、基本単位、加算それぞれに当該加算のサービスコードが存在しますのでご注意ください。

例1）訪問型の区独自基準サービスで、介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定する場合（自己負担1割の方）

サービスコード	サービス内容	単位数	
A3	1001 生活援助サービス週1	226	①
A3	1011 生活援助サービス初回加算	200	②

上記のサービスコードを使用する場合、介護職員等処遇改善加算の算定は以下の通りです。

サービスコード	サービス内容	単位数	
A3	1091 生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ	55	①の処遇改善加算
A3	1075 処遇改善加算Ⅰ（初回加算分）	49	②の処遇改善加算

例2）通所型の区独自基準サービスで、介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定する場合（自己負担1割の方）

サービスコード	サービス内容	単位数	
A7	1001 運動器機能向上サービス週1	356	③

上記のサービスコードを使用する場合、介護職員等処遇改善加算の算定は以下の通りです。

サービスコード	サービス内容	単位数	
A7	1092 運動器機能向上サービス処遇改善加算Ⅱ	32	③の処遇改善加算